

よくある質問

①学生が学内相談機関に行きたがらないときは、どうしたらよいか？

成績不良やコミュニケーションの問題で困っていると感じる学生が多くいます。相談機関を勧めても行きたがらない場合は見守りを続け、それらの問題でつまずいたときのタイミングで声をかけてください。

保証人に状況を伝え、保証人から学内相談機関を勧めてもらうことも1つの方法ですが、保証人の協力が得られない場合もあります。

粘り強く声かけを続けても、相談機関に行くことを拒否する学生はいます。「支援を希望しない」というのも選択肢の1つなので、本人の意思を尊重し、見守りを続けるしかない場合もあります。

②性格や行動の問題と障害特性をどう見分けたらよいか？

障害や病気の状況は非常に個別性の高いものです。

前に同じような学生がいたという経験から判断しても、うまくいかないことは多くあります。

専門的知見がないと見分けることが難しいので、まずは学内相談機関に任せましょう。

学内相談機関の専門家でもわからない場合は、外部の専門家（医療機関など）に依頼します。

よくある質問

③障害学生支援委員会で認定を受けた学生だけ支援されるのは、不公平ではないか？

障害があっても「障害学生支援委員会に支援申請をしない」という選択をする学生もいます。

本人の意思を尊重しますので、障害学生委員会で認定を受けた学生との差が生じることを本人が了解していれば不公平にはなりません。

障害があるにも関わらず、学内に障害学生支援の制度があることを知らない学生には、障害学生支援室を紹介してください。

④障害のある学生が実験やフィールドワークで怪我をしたら、大学が責任を問われるのか？

基本的には安全配慮義務違反があるかどうかの問題が問われます。障害のある学生がいる・いないにかかわらず、実験やフィールドワークが安全に行われるよう配慮する義務が大学にはあるということです。

障害学生が参加する場合には、障害にあわせた環境整備や手順の変更等の配慮が必要になるので、どのような安全配慮が必要になるのかを学生と話し合うことが重要です。きちんと学生にヒアリングをした上で安全配慮を行ったにもかかわらず事故が起こってしまった場合には、大学には想定出来なかった事故であるとして、責任を問われないこともあるでしょう。

障害学生自身も自分の障害特性を理解し、身を守る方法を普段から意識しておくことが大切です。

(例)

- 危険が伴う実験では、障害学生が危険を速やかに察知できる方法や実験環境を工夫する。
- 防災訓練では、聴覚障害学生に視覚情報を提供する。

よくある質問

⑤他の学生にはどう説明したらよいか？

本人の同意なく、他の学生に障害の状況を説明する事はできません。

他の学生への説明を希望するか、どのような説明をするか等は、学生本人と相談の上、対応してください。

(例)

板書の撮影の配慮が認められている場合、1回目の授業で受講生全員に「授業では板書の写真を撮る事を基本的には認めませんが、本授業では特別な事情があり板書の撮影が許可された学生が受講しますので承知しておいてください。」と伝える。

ゼミ内で対人関係のトラブルが生じた場合、障害学生への関わり方について、学生相談室や修学サポートが周囲の学生の相談に応じることもできます。

⑥本人の自覚がないまま実習に行かせるのはとても心配だが、どうしたらよいか？

実習の場は、自己理解を促す良い機会となります。

実習を無難に乗り切るようなサポートを行うと、本人は「実習がうまくいった。」という感想は持っても、自分の得意不得意を理解することはできません。実習の場で、自分ができたこと、がんばってもうまくいかないことがわかるようなサポートが重要です。そうした経験が自己理解を促し、自分の特性に適した職業の選択を考えることに繋がります。

障害によっては、本人が実習に耐えられる状態にないのではと思われる場合があるかもしれません。そのような場合は学内相談機関の専門家や学生の主治医に相談してください。